

## 表通りにおける許可基準の解説

別表7 許可基準

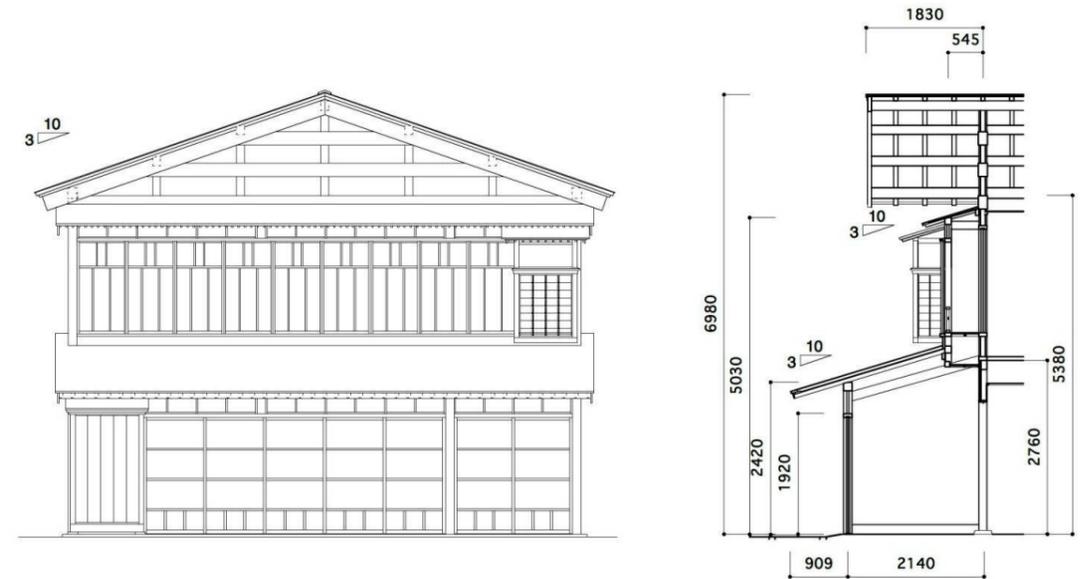
基本事項	敷地	現在の歴史的町並みを構成する間口幅を継承する。
	配置	町並みとしての一体性と連続性を損なわないものとする。
	基本形態	歴史的風致を損なわないものとする。
	構造	原則として木造とする。ただし、用途によりやむを得ずほかの構造とする場合は外部意匠を考慮し、歴史的風致を損なわないものとする。
	建物間口	伝統的建造物の間口に準じる。側面、路地通り及び裏通りについては歴史的風致を損なわないものとする。
建築物	高さ	原則、地上二階建て以下とし、高さは周囲の伝統的建造物と調和させる。
	基礎	歴史的風致を損なわないものとする。

### 表通りにおける基本的考え方

増田地区の伝統的建造物群は、「近世までに発展した町割りをよく残し、通りに沿って重厚な切妻造妻入形式を主とした主屋が立ち並ぶ」というのが表通りの景観特性である。この歴史的景観(歴史的風致)を損なわないために、以下の点について留意する必要がある。

#### ⇒ 連続性を考慮し、2階壁面位置を周囲と合わせること(この位置までは後退させることが可能)

前面道路に対する壁面の位置について、1階部分は店舗等活用などを考えるとある程度自由度が高くてもにぎわいや生活感があれば歴史的景観に支障をきたすことは少ないと考えられる。町並み景観の連続性を形成するためには2階部分の統一感が重要となる。そこで表通りの壁面位置については、伝統的建造物の壁面位置に合わせる形で建てるのが歴史的風致を損なわない建て方と考える。なお、1階部分のセットバックできる範囲も上記までとする。(将来、修景する場合も想定)



#### ⇒ 伝統的建造物に準じる(切妻造妻入を原則とするが平入も可)

屋根の形や勾配がバラバラになると歴史的景観の連続性は失われる。増田地区の屋根は切妻造妻入がほとんどであり、勾配もほぼ均一化している。また、一部平入の建物も存在しているが、平入の場合の桁行や梁間はほぼ均一化している。よって、表通りの屋根の形状や勾配は伝統的建造物に準じない限り歴史的風致は維持できないと考える。



#### ⇒ 原則、地上二階建てとし、高さは周囲の伝統的建造物と調和させる。

建物の高さは、周囲の伝統的建造物と比較し極端に低い建物があると歴史的景観の連続性は失われる。そこで、表通りについては、2階建てを建設することが歴史的風致の維持につながると考える。(地区内には木造3階建や洋館などの伝統的建造物は現存するが表通りに面して平屋の伝統的建造物は現存しない)

外部意匠	屋根	形式	原則、切妻造とする。側面、路地通り及び裏通りについては、寄棟造、入母屋造等の伝統的建造物に見られる形態も可とする。
		勾配	勾配屋根とする。
		軒、けらば	歴史的風致を損なわないものとする。
		棟飾りなど	歴史的風致を損なわないものとする。
		材料	原則、金属板葺きとする。
		色彩など	灰色、黒、茶系統の色とする。
	下野庇	形式	設ける場合は、歴史的風致を損なわないものとする。
		材料	設ける場合は、歴史的風致を損なわないものとする。
		色彩など	設ける場合は、歴史的風致を損なわないものとする。
	外壁及び開口部	壁	歴史的風致を損なわないものとする。
開口部及び建具		歴史的風致を損なわないものとする。表通りの玄関は原則として引き戸とする。	
色彩など		歴史的風致を損なわないものとする。	
工作物	門	歴史的風致を損なわないものとする。	
	塀	歴史的風致を損なわないものとする。	
	その他工作物	歴史的風致を損なわないものとする。	
	屋外広告物	歴史的風致を損なわないものとし、別途定める。	
	建築設備など	原則として、公共の用に供する場所から見えない場所に置く。やむをえず置く場合は色彩や囲い等に工夫を行う。	
駐車場・空地	なるべく道路側に塀を設けるか、樹木を植える。		
土地の形質の変更	変更後の状態が歴史的風致を損なわないものとする。		
竹木の伐採・植栽	竹木の保存に努める。空地や法面等は緑化に努める。		
土砂類の採取	採取後の状態が歴史的風致を損なわないものとする。		

⇒ **伝統的建造物に準じる**

表通りにおいて特に平入の建物を建てる場合は、周囲の伝統的建造物に準じた屋根形状とすること。よって、山小屋などに見られる大屋根は表通りの歴史的風致に調和しないと考える。



⇒ **新築・増改築の場合、通りに面した妻壁は柱や梁組を見せ、黒や茶系の色とし、壁は白色系とする。**

伝統的建造物の正面妻面は真壁白漆喰仕上げで柱や梁組を見せる構造になっている。2階部分の統一感が景観形成では重要と考えられるため、伝統的建造物に似た仕様とすることが表通りの歴史的風致の維持には求められると考える。また将来の修景基準での改修につなげやすくなると考えられる。

⇒ **玄関は表通りに面し、原則引き戸とする。**

⇒ **色彩について**

一般的に建造物の色彩は暖色系色相の中・低彩度色でまとめられる。増田においては、黒、茶、白色系の色の建造物が伝統的建造物ではほとんどであるため、既存の伝統的建造物の色相に合わせた色相で彩色することが必要となる。逆に既存にない色相を用いると町並み景観として違和感を覚えることになる。よって歴史的風致を損なわない色彩は伝統的建造物に準じた色相を基準とする。



⇒ **敷地全部を駐車場及び空き地となる場合の基準である。**

表通りの場合、建物をセットバックして建てることは、配置の基準から限られており、その部分が駐車場や空き地になることは考えづらい。